

第164回 愛知県市長会議提出議案一覧表

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修に係る財政措置について
西尾張ブロック 提出 |
| 第2号議案 | 地域生活支援事業に係る財政措置について
東尾張ブロック 提出 |
| 第3号議案 | 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費に対する財政措置について
西尾張ブロック 提出 |
| 第4号議案 | 後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続について
西尾張ブロック 提出 |
| 第5号議案 | 定期予防接種に係る財政措置について
知多ブロック 提出 |
| 第6号議案 | 展示場の整備推進に係る財政支援について
名古屋ブロック 提出 |
| 第7号議案 | 大規模小売店舗立地法に基づく事務手続の省力化・簡素化について
西尾張ブロック 提出 |

第8号議案 亜炭鉱廃坑の陥没等防止対策について
東尾張ブロック 提出

第9号議案 農地中間管理事業の制度の見直しについて
東三河ブロック 提出

第10号議案 下水道事業に対するアクションプラン期間
終了後の財政支援について
西尾張ブロック 提出

第11号議案 自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の
整備促進について
東三河ブロック 提出

第12号議案 学校給食費に対する財政支援について
西尾張ブロック 提出

第13号議案 学校施設整備に係る財政支援について
名古屋ブロック 提出
西尾張ブロック 提出
東尾張ブロック 提出
西三河ブロック 提出

第14号議案 公立学校施設整備に係る国庫補助事業の早
期の認定・内定及び交付決定時期について
西三河ブロック 提出

第 1 号議案

社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修
に係る財政措置について

西尾張ブロック 提出

国は、社会保障・税番号制度導入に当たり、個人番号の指定、通知及び個人番号カードの交付事務等を法定受託事務としています。

制度導入に伴うシステム改修に係る経費については、補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 3 分の 2（国民年金・特別児童扶養手当分のシステム改修については 10 分の 10）を国庫補助し、地方負担分である 3 分の 1 を普通交付税及び特別交付税措置するとされています。

しかしながら、国から示された補助基準額は、人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出されたものであるため、実際に都市自治体が必要とするシステム改修に係る経費と大きな乖離が生じています。

社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度の基盤を確立するため全国で統一的に導入されるもので、本来ならば国が責任を持って整備すべきものです。

よって、国におかれては、**番号制度導入に伴うシステム改修に係る経費について、都市自治体の実情に応じた十分な財政措置を講じるよう要望します。**

第 2 号議案

地域生活支援事業に係る財政措置について

東尾張ブロック 提出

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するもので、平成18年の制度開始当初は、対象経費の全額が国庫補助金の補助基準額とされていました。

しかしながら、制度開始以降、法の改正により、理解促進研修・啓発事業を始めとした5つの事業が必須事業に追加され、利用者の増により、本事業に要する経費が増加しているにもかかわらず、国の予算は制度開始から横ばいであることから、都市自治体に配分される補助額は年々減少傾向にあり、近年は、国から示される補助基準額が、補助対象経費に対して60%程度となっています。

よって、国におかれては、**地域生活支援事業に係る補助基準額について、制度開始当初と同様に、補助対象経費全額を補助基準額とするよう要望します。**

第3号議案

子育て世帯臨時特例給付金給付事務費に対する財政措置について

西尾張ブロック 提出

子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引上げに伴う子育て世帯への影響を緩和することを目的に、平成26年度に国の施策として創設され、全額国庫負担で支給されました。また、その支給に係る事務費についても、全額国庫負担されました。

今年度も給付金が支給されることになりましたが、支給に係る事務費については、昨年度と異なり、基本額300,000円と、支給対象児童数に500円を乗じた額との合算額を基準とする新たな補助基準額が設定されたため、都市自治体によっては、通信運搬費のほか、システム改修などに係る委託料等、実際に要する事務費と算定される額に差額が生じ、負担が必要となる可能性があります。

よって、国におかれては、**子育て世帯臨時特例給付金給付事務に係る経費について、都市自治体の負担増とならないよう、補助基準額を見直し、事務費全額を国庫負担とするよう要望します。**

第 4 号議案

後期高齢者の保険料軽減特例措置の継続について

西尾張ブロック 提出

後期高齢者医療制度の保険料については、平成20年の制度施行にあたり、制度変更による影響を緩和するため、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者を対象に保険料を軽減する特例措置が実施され、被保険者の負担軽減に大きな役割を果たしています。

平成27年1月に社会保障制度改革推進本部において決定された医療保険制度改革骨子によると、後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）については、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すとの方向性が示されています。

また、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講じているものの、年金の段階的な引下げや生活必需品の物価上昇などがある現状において、この見直しは、低所得者にとって大幅な負担増加につながるものと考えます。

よって、国におかれては、**全ての地域住民が、安心して医療を受けることができるよう、現行の後期高齢者の保険料軽減特例措置について、十分な財源を確保し、支援措置を継続するよう要望します。**

第 5 号議案

定期予防接種に係る財政措置について

知多ブロック 提出

予防接種法に定められている定期の予防接種については、市町村が行うものとされ、特にヒブや、小児肺炎球菌、ジフテリア、百日せきなどの A 類疾病に係る予防接種は、全国のほとんどの市町村において、全額公費負担で実施されています。

また、国は、「予防接種に関する基本的な計画」において、今後、「おたふくかぜ」「B 型肝炎」「ロタウイルス」の 3 種について、予防接種の定期化を含めた必要な措置を講じることとしています。

これらの定期予防接種に係る費用については、普通交付税が措置されていますが、増え続ける予防接種事業費により、都市自治体の財政は圧迫されています。平成 28 年度に予防接種の定期接種化が予定されている B 型肝炎を始め、定期接種化の対象となる疾病が追加される場合には、新たに財源の確保が必要となります。都市自治体の財政状況から、全額公費負担が困難となり個人負担金を徴収せざるを得なくなった場合、接種率が低下し、感染症のまん延を防ぎ国民の健康を守るという目的が十分に果たせなくなる恐れがあります。

よって、国におかれては、**既存の定期予防接種及び今後新たに定期接種化される予防接種に係る費用については、普通交付税措置によらず、全額を国庫負担とするよう要望します。**

第6号議案

展示場の整備推進に係る財政支援について

名古屋ブロック 提出

国においては、アベノミクスの第三の矢として「日本再興戦略」が策定され、成長戦略が押し進められているところですが、その中で、国際的な情報発信力の強化を図る方策として、展示場の新設・拡張の促進を行うこととされています。

しかしながら、展示場の整備については、現行制度における高次都市施設と位置付けた場合、対象事業への交付限度額が投資規模に比して極めて少額となり、また、補助の要件として、次期都市再生整備計画の策定とともに、国との綿密なすりあわせが必要となります。なお、展示場施設整備に対する財政支援制度は現在のところありませんが、国際展示場は、都市自治体の産業振興にとって不可欠な社会インフラです。

よって、国におかれては、**産業や都市の国際競争力強化につながる展示場の整備・機能強化に対する財政支援制度の創設、又は社会資本整備総合交付金について、展示場を交付対象事業の新たな区分として位置付け、投資額に見合った補助率や限度額の設定など、制度の拡充を図るよう要望します。**

第7号議案

大規模小売店舗立地法に基づく事務手続の省力化・簡素化について

西尾張ブロック 提出

大規模小売店舗立地法においては、設置者が、同法第6条第1項の規定に基づく店舗の名称や所在地の変更、設置者及び小売業者の氏名（名称）や住所、法人にあっては代表者氏名の変更を行った場合には、変更後遅滞なく、変更届を都道府県に提出することとされています。

また、設置者による変更の届出があった場合には、都道府県は、届出事項の概要をすみやかに公告し、縦覧するとともに、4月以内に市町村の意見を聴取することとされています。

しかしながら、これらの変更届に係る市町村の意見照会は、変更後に行われる手続として形式的に回答するものでしかなく、また、内容的には名称や氏名の変更等、周辺地域の生活環境の保持の観点からは、比較的影響の少ない事項であると考えます。

よって、国におかれては、**大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく店舗の名称や所在地の変更、設置者及び小売業者の氏名（名称）や住所、法人にあっては代表者氏名の変更について、手続の省力化・簡素化を図るよう要望します。**

第8号議案

亜炭鉱廃坑の陥没等防止対策について

東尾張ブロック 提出

戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも名古屋市、春日井市、小牧市、長久手市で採掘跡（亜炭鉱廃坑）が広範囲に残されています。

当時の採掘許可の範囲は把握していますが、一般的に採掘許可範囲と実際の採掘範囲は合致していないと言われており、実際の採掘範囲は把握できていません。

このような状況の中、亜炭鉱廃坑がある地域では、度々陥没があり今年も春日井市の公園内で大規模な陥没が発生しました。陥没が発生する度に特定鉱害復旧等事業基金を活用し、復旧工事を行っていますが、今後、岐阜県御嵩町で発生した、民家数棟が被害を受けるような重大な陥没事故と同様の被害が生じる恐れがあります。

よって、国におかれては、**地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査結果に基づいて行う陥没防止のための充填工事に対する財政措置を講じるよう要望します。**

第9号議案

農地中間管理事業の制度の見直しについて

東三河ブロック 提出

農地中間管理事業に係る現行の制度は、機構集積協力金のうち個人に支払われる経営転換協力金及び耕作者集積協力金の交付要件である貸出期間が10年以上と長いことから、農地の貸し手が制度の利用に対し慎重になっており、また、貸し手・借り手の双方にとって、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸借と比較し、手続に時間を要する等利用しにくい制度となっております。

このような状況において、国は地方に対する農業振興関連の予算措置を、農地中間管理事業の稼働実績に基づき配分することを示唆していることから、事業の稼働率向上につなげるためには、税の優遇措置を含め貸し手にとって更にメリットの大きい制度にするとともに、貸し手・借り手にとって利用し易い制度とすることが必要です。

よって、国におかれては、**農地中間管理事業による農地の集積・集約の進捗を図るため、農地の貸し手に対する、機構集積協力金の交付要件における貸出期間の弾力的な運用と税制面における優遇措置を講じるとともに、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく土地の貸借と同程度まで手続を簡素化し、貸付までの時間の短縮が図られるようにする等制度の見直しを要望します。**

第10号議案

下水道事業に対するアクションプラン期間終了後の財政支援について

西尾張ブロック 提出

国は、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」において、今後10年程度を目標に各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること（10年概成）を目指し、アクションプランの策定を行うこととしています。

しかしながら、アクションプランを策定し、10年概成に向けて事業を推進していくものの、流域関連公共下水道に係る整備においては、処理区が最上流部に位置している場合、流域幹線管渠の整備が近隣の自治体より遅くなるなど、都市自治体の状況により管渠の整備時期に相違が生じ、今後10年程度で全域の下水道施設整備が完了するかどうか懸念されるところです。

よって、国におかれては、**着実に下水道整備を実施するため、都市自治体を実施する下水道整備事業に対し、画一的に10年概成とすることなく、都市自治体の実情に応じた継続的な財政支援を講じるよう要望します。**

第 1 1 号議案

自動車物流機能の強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック 提出

三河港周辺地域には、国内外の自動車関連企業が立地し、輸入自動車の取扱量が22年連続日本一を記録するなど、国内屈指の完成自動車輸出入の拠点港となっており、近年も完成自動車の取扱量は増加しています。

しかしながら、その多くを扱う神野地区では、船舶の大型化による岸壁の延長不足や完成自動車とコイル、ベントナイト等の一般貨物の混在により、複雑なバース利用調整を余儀なくされるなど、円滑な荷役作業に支障をきたしています。

また、名豊道路（国道23号）など広域幹線道路の整備が進む中、三河港のアクセス道路となる臨港道路の強化が課題となっています。

田原地区や御津地区においては、広域幹線道路へのアクセスや岸壁の水深不足などが企業立地のボトルネックとなっており、企業立地促進のための、臨港道路及び岸壁を早急に整備する必要があります。

よって、国におかれては、**第6次三河港港湾計画に基づき、貨物の混在及び岸壁延長不足解消のための岸壁の整備を早急**に実施するとともに、**三河港のアクセス強化及び企業立地促進のための臨港道路の整備や水深不足解消のための岸壁の整備に係る財政措置を講じるよう要望**します。

第 1 2 号議案

学校給食費に対する財政支援について

西尾張ブロック 提出

学校給食に必要な経費のうち、給食の材料費については、保護者が負担することとされています。

近年の物価上昇により、給食の材料に係る経費も増加している中で、安全性の確保された食材を使用した給食を維持し、適切に栄養摂取ができる給食を提供するためには、現在の給食費で賄うことが困難な状況です。

しかしながら、少子化対策及び子育て支援策に取り組む都市自治体においては、保護者の負担増加につながる給食費の値上げをすることは容易ではありません。

よって、国におかれては、**少子化対策及び子育て支援策の一環として、給食費が保護者の負担増加とならないようにするとともに、安心・安全な給食の提供を維持することができるよう、学校給食費の食材に係る経費に対する支援制度を創設するよう要望します。**

第 1 3 号議案

学校施設整備に係る財政支援について

名古屋ブロック	提出
西尾張ブロック	提出
東尾張ブロック	提出
西三河ブロック	提出

昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、教室内の温度が非常に高く、児童生徒が勉強や部活動に集中できないため、保護者などから各教室への空調設置を求める声が寄せられています。

また、老朽化の進む校舎や学校給食施設等の大規模改造、トイレの洋式化など児童生徒の学校生活環境の整備は急務の課題であります。

これらの公立の小中学校施設の老朽化や空調設置に伴う大規模改造工事については、工事費の一部が国の学校施設環境改善交付金により補助されますが、地方公共団体が平成27年度に計画する事業規模が国の平成27年度当初予算と平成26年度補正予算を合わせた額を大幅に上回った結果、地方公共団体の計画事業量の多くが交付金を受けることができなくなり、結果として当初予定していた計画事業量を大幅に削減せざるを得なくなりました。

また、平成27年度においては、学校給食施設整備事業の補助対象要件の一つに財政力指数の基準が設けられ、交付金を受けられない事例も発生しております。この事例では、平成27年度未採択事業について、追加採択の可能性もあるとのことでしたが、施設整備の計画的な改修に影響が出るため、やむを得ず、追加採択を待たず、施設の改修工事に着手することとなりました。

よって、国におかれては、**学校施設整備に地方公共団体の計画事業量に見合った財政措置を講じるとともに、補助率の引上げや実工事費に見合った補助を行うよう要望します。**

第 14 号議案

公立学校施設整備に係る国庫補助事業の早期の認定・内定及び交付決定時期について

西三河ブロック 提出

公立学校の施設整備に係る国庫補助事業については、主なものとして公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金があり、認定・内定後に工事契約をすることとされています。

しかしながら、公立学校施設整備費国庫負担金の認定時期はおおむね5月下旬以降、学校施設環境改善交付金の内定時期は4月下旬から6月下旬までの間で、一定していないのが現状です。

契約締結後、工事に取り掛かるまで時間を要するため、認定・内定の時期が6月の場合は、夏休み期間を利用した工事に影響が生じ、2学期開始後に騒音や振動等を伴う工事が集中することとなり、児童生徒の学習環境に支障が生じる恐れがあります。

よって、国におかれては、**公立学校施設整備費国庫負担金及び学校施設環境改善交付金の認定・内定または交付決定の時期を年度のできる限り早い時期に統一していただくよう要望します。**